

要件1に該当する場合の必要書類

①生産緑地買取申出書

申出者は生産緑地の所有者(共有名義の場合は全員)

②土地全部事項証明書

写し可。申出日より3か月以内のもの。

③委任状

- ・代理人に買取申出に関する一切の権限を委任する場合は、委任状(実印押印、印鑑証明を添付)を提出してください。
- ・申出書の提出については、申出者本人が持参ください。(本人が持参できず、代行者(使者)が提出のみを行う場合、委任状は不要です。)

<必要な場合により>

④住民票等

土地全部事項証明書の住所と異なる場合

⑤遺産分割協議書(写し)

相続登記がなされていない場合

※申出者本人が手続きを行う場合は、ご本人様確認のため、運転免許証等本人確認できるものをお持ちください。